

砂川市規則第17号

令和7年4月1日

砂川市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

( 別 紙 )

## 砂川市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則

砂川市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、農業委員会」を「及び農業委員会」に改め、同条第2号中「ふれあいセンター  
所長、子ども通園センター所長、会計課長、」を削る。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。